



農政をめぐる情勢と話題

— 基本法見直しで展望は得られるか —

農的・社会デザイン研究所 代表 薦谷栄一

基本法検証部会が設置

気候変動とともに生産の不安定化と長期化するコロナ禍、そしてウクライナへのロシア侵攻が影響して、穀物価格、肥料原料等は高騰。これに記録的な円安が重なって高騰は増幅され、食料安全保障が脅かされ、農家経営を圧迫。

このため自民党は昨年五月十九日に食料安全保障に関する提言をとりまとめ、これを受けて政府は同六月二日に農林水産業・地域の活力創造プランを改訂し、肥料価格の高騰対策等に乗り出した。

こうした対策と並行して食料・農業・農村基本法（以下「基本法」）見直しに向けた動きが具体化している。昨年九月二十九日に、食料・農業・農村政策審議会に基本法検証部会が設置され、その第一回が同一〇月十八日に開催された。月二

回程度のペースで開催され、①食料の安定供給の確保（食料安全保障、輸出促進を含む）、②農業の持続的な発展、③農村の振興、④多面的機能の發揮、について有識者ヒアリング、施策の検証、意見交換等を行なうことにしており、一月半ばで、①と②の意見聴取は一巡したことが報じられている。

“検証”なしの議論

これまでの基本法見直しをめぐる議論を踏まえて農省が示した論点について、二月一三日付日本農業新聞は、①人口減少下の担い手確保（農業生産で比重が高い）、②需要に応じた水田の畑地化（水田を畑地化し、増産が求められる小麦、大豆、野菜、飼料などに転換する）とが重要）、③食料安定供

給のための生産性向上（スマート農業の実装で農家の過剰投資を招かないよう、作業委託先のサービス事業体の育成が必要）、に集約して報道している。これはこれまで農水省が重視してきた「効率的かつ安定的な経営」を柱とする従来路線を踏襲した中身ではない。一九九九年に施行された基本法では、第二条の「食料の安定供給の確保」で、その中の四として凶作や輸入途絶等の不足の要因が発生しても国民が最低限度必要とする食料の確保を図っていく」とがうたわれている。そして第一九条には「不測時における食料安全保障」として、必要な役割を明確化し、経営発展に着目するとともに、直接流通の制限等の必要な施策を講ずることとされている。さうには第一五条二では基本計画に食料自給率の目標を掲げる)ことになつて

このように基本法に食料安全保障、自給率向上のための条文がそれなりに置かれながら、何故、今回の事態に対応できないのか、また食料自給率は低迷するばかりなのか。政策の“検証”を行つ」と、それが検証部会の役割であるはずが、ここでの議論にはそうした視点はなく、現行の政策を補強するかたちでの議論に終始しているのが実態だ。

見直しの歴史的使命

一九六一年の農業基本法は産業の高度化とともに所得の農工間格差是正とともに、米麦中心から畜産、園芸への生産転換・選択的拡大の推進、このための自立経営体育成という必然性があつた。また現行の基本法は、農産物貿易の自由化が進行し、食料自給率の低下が続く中、あらためて農産物自由化時代に対応して、農業の持つ多面的機能に着目するとともに、直接支払い等も活用して、食料・農村政策と一体化した農業のあり方を展望しようとする必然性があった。

こうしたレベルで今回の基本法見直しの必要性を考えた結果、現基本法は農業だけでなく、食料や農村も含し、多面的機能や地域政策、環境政策を導入することによって農業近代化がもたらす弊害とのバランスをはからうとした。それが二十数年を経過して、バランス論では日本農業の維持が困難であることが明らかになったというのが実情ではないか。このバランス論を超えていくことこそ、そ見直しの歴史的使命があり、農業を社会的共通資本として位置づけ、市場化・自由化・国際化による資本の攻勢に直接さらされないよう措置していくことこそが肝心であり、最大の眼目とすべきと考える。

水田農業を柱に多様な農業、小農・家族農業も重視した多様な担い手、国民皆農も含めた自給率の向上、地域循環の形成、多面的機能による国土安全保障の強化。あわせて森一里一川海の循環の回復、都市農地の保全等もあわせ、みどり産業として再生していくべき時代なのではないか。